

鎌倉市自治基本条例素案大綱の基本的考え方について

鎌倉市自治基本条例策定市民会議

鎌倉市自治基本条例策定市民会議では、2期の前期、後期の議論をもとに、素案大綱たたき台を作成し、それをもとに市民会議の各グループでの討議の内容、市民対話での意見等を精査し、市民会議策定委員会での議論の結果、素案大綱（案）をまとめました。その後約 1 年間かけて議論した結果、素案大綱の基本的考え方について、最終まとめを行ったものです。

素案大綱の基本的考え方

- (1) 鎌倉市政の主人公は市民である。（市民主権）
- (2) 市民自治確立のための自治基本条例と位置づける
- (3) そのために鎌倉市の憲法的性格の条例と位置づけ、最高規範性を持つことを明示した。
- (4) 市民自治における二元代表制を明確にすると共に、市民との関係などその仕組みを提示した。
- (5) 市政への市民参加の制度を創設する（地区協議会、住民投票制度、市民委員会、推進会議など新たな参加のシステムの創設）。
- (6) 市民と市との協働の概念を提示し、市民と市が協働してまちづくりを行うよう規定した。
- (7) 市民と事業者等を定義し、それぞれの役割と責務を明らかにした。
- (8) 鎌倉らしいまちづくりを進めるための基本的ルールを提示した。
- (9) 地域のことは地域で決めていくためのコミュニティーの重要性を表した。
- (10) 地方自治法に規定されていることでも、市民主権実現に必要なことは取り上げた。

その他にも市民自治によるまちづくりを行う基本的ルールについて取り上げています。